

超監視社会に 立ち向かう



共謀罪の正体と 国連が提唱する 「セーフガード」とは

今年、兵庫県弁護士会が10数年にわたり反対してきた「共謀罪」法が成立・施行されました。今、「共謀罪」法は、どのように運用されているのでしょうか。

ここ数年で監視カメラ・インターネットなどから日常的に個人情報が収集される「超監視社会」と呼ばれる環境が急速に進んでいます。欧州などでは、捜査に関連しない警察機関が収集した個人情報を削除させるなど、私たちのプライバシーを保護する法制（「セーフガード」）が整備されています。

「共謀罪」法がある社会で、私たちの個人情報がどのように扱われているのか、超監視社会における私たちのプライバシーはどのような危機に直面しているのか、一緒に考えてみませんか。



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001

2017年(平成29年)

12.16

14:00~16:30 (開場13:30)

申込不要

入場無料

先着
150名

兵庫県弁護士会館 4階講堂

神戸市中央区橋通1-4-3



※会場へは公共交通機関をご利用ください。

基調報告

超監視社会の状況などを報告します。

報告者：兵庫県弁護士会
共謀罪・特定秘密保護法問題
対策PT委員

基調講演



共謀罪のある社会

講師：内田 博文 氏
(九州大学名誉教授)

「共謀罪」は私たちを 監視します。

いわゆる「共謀罪」法は私たちの生活に無関係ではありません 私たちは「共謀罪」法に反対です

●対象犯罪は277に及びます

政府は2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、テロを含む組織犯罪を未然に防止するためとして、「共謀罪」法を成立させました。

政府は当初の676の適用対象の犯罪を277に減らしたと説明していますが、組織犯罪やテロ犯罪と無縁の犯罪が依然として対象とされています。例えば、楽譜のコピー（著作権法違反）やマンション建設反対の座り込み（組織的威力業務妨害罪）などを計画すると犯罪とされかねません。

政府は、この法律は組織的犯罪集団を適用対象とし、一般市民を対象としないと説明しています。

●一般市民も対象となることがありえます

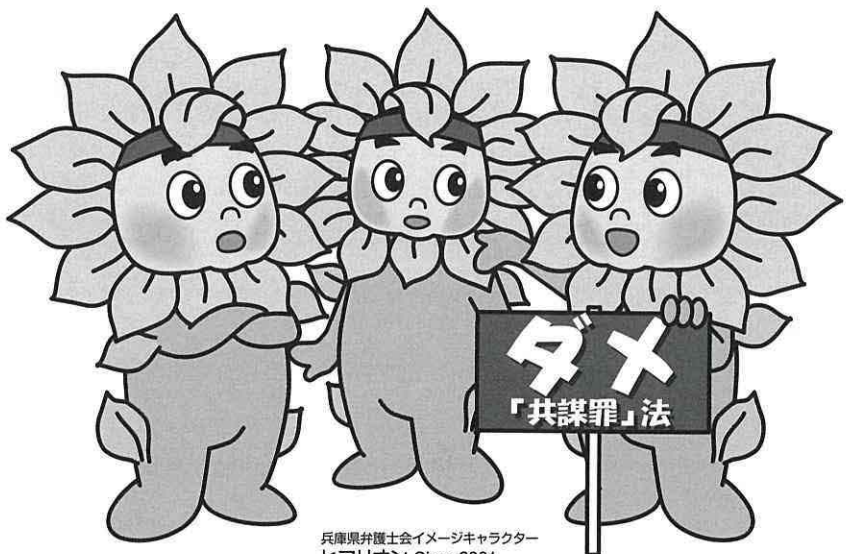
しかし、政府は、もともと正当な活動をしている市民団体でも、性質が一変したと認められるときには組織的犯罪集団に当たるとも説明しています。そして、その判断は捜査機関がするのです。

●準備行為は歯止めになりません

政府は、今回の法律では準備行為を犯罪成立の条件にして歯止めをかけたとしていますが、預金の引き出しなどの日常的行為も準備行為とされるので、何ら歯止めになりません。

●市民の人権に影響を及ぼしかねない監視社会に

計画は、電話、メール、SNSなどでも成立しますから、コミュニケーションの内容を集めることが捜査の手段になります。その捜査は、通信傍受（盗聴）の拡大になることが予測されます。市民の人権に影響を及ぼしかねない監視社会にはなりません。



兵庫県弁護士会イメージキャラクター
ヒマリオン Since2001